

プラトンの共和国とホッブズの自然状態 —カントの共同体論を貫くもの—

宮村 悠介

社会科教育講座 (倫理学)

Plato's Republic and Hobbes' State of Nature What runs through Kant's theory of community

Yusuke MIYAMURA

Department of Social Studies (Ethics), Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

はじめに

昨年の『研究報告』に掲載された拙稿¹において、その構想の展開を検討したカントの晩年の著作『人倫の形而上学』(1797年)は、「法論」と「徳論」のふたつの部分からなる。後者の「徳論」のもっとも中心的な概念である「徳」は、以前に一度論じたようにⁱⁱ、カントにとってはあくまで一貫して、ひとつの理念であった。そして「徳論」の対をなす「法論」があつかう法哲学・社会哲学においても、カントにとっての一貫した理念がある。それがプラトンの共和国とホッブズの自然状態という、対極にあるふたつの理念である。

前者のプラトンの共和国の理念については、感性界と可想界を区分し、現象から独立した純粋な知性の原理の余地が認められることになった1770年の教授就任論文「可感界と可想界の形式と原理について」において、すでに純粋な知性の原理の典型例として名指されている。「認識の共通の尺度であり原理」であるという「最大量 (maximum)」について、「完全性の最大量は今日では理想と呼ばれ、プラトンではイデアである (プラトンの共和国のイデア (idea reipublicae) のように)」ⁱⁱⁱ (II, 396) とされる。このようにイデア (idea) = 理念 (Idee) の典型例としてプラトンの共和国を挙げることは、これからすぐ見るように、『純粋理性批判』でもなされているが、カントにとってはなによりもプラトンの共和国こそが、典型的な理念であった。これもこれから見るように、カントは1790年代に自分の政治哲学・共同体論を展開するようになるが、そのさいにも一貫してひとつの理念としてのプラトンの共和国が念頭にあったものと考えられる。『人倫の形而上学』出版の翌年、1798年に刊行されたカント最晩年の著作『諸学部争い』においても、老カ

ントはなおもプラトンの共和国の理想について語るからである。そこでカントは、「人間の自然権と合致した憲法という理念」にそくして、純粋理性によって考えられた「プラトンの理想と呼ばれる (respublica noumenon) [ヌーメノンの共和国] 共同体」について、それは「空虚な妄想ではなくて、総じてすべての市民的体制によって永遠の規範であり、すべての戦争を遠ざける」と語る (VII, 90f.)。カントの共同体をめぐる思考の一方の極には、つねにこうしたプラトンの共和国の理想があり、『永遠平和のために』や『人倫の形而上学』『法論』等の作品を生み出す、思考の磁場を形成していたと想定できる。

そしてカントの共同体論のもう一方の極には、ホッブズの自然状態がある。1770年の教授就任論文より早い、1764年から1768年ごろに書かれたものと見られている、カントの遺稿「レフレクシオン 六五九三番」^{iv}には、「リヴァイアサン、すなわち、人間の本性にしたがった社会状態」という一文があるほか、「自然状態、すなわち、ホッブズのイデアール (ein Ideal des hobbes)」。ここでは自然状態における法が考察されるのであって、事実が考察されるのではない。自然状態から脱却することは任意のことではなくて法の規則にしたがって必然的であることが証明される」とある (XIX, 99f.; Refl. 6593)。カントにとって自然状態とは「ホッブズのイデアール」つまり理想であり、事実ではなく法が問題となる、そこから必然的に脱却すべき状態なのである。

こうした「ホッブズのイデアール」としての自然状態の理解も、これから辿るように、カントの思考に一貫している^v。それは個人と個人のあいだ、国家と国家のあいだ、さらには哲学上の学派と学派のあいだという、カントの「あいだ」をめぐる思考において、つね

にそこから脱却すべき極限の理念的な状態とされるのであり、カントの共同体をめぐる思考を駆動する、「プラトンの共和国」となるもう一方の理念となるのである。

本稿では、こうしたプラトンの共和国とホッブズの自然状態という、対極に位置づけられる理念の観点から、カントの共同体をめぐる思考に一貫したものを概観する^{vi}。まず『純粹理性批判』における、理性批判というカント哲学の基本的課題のなかでの構図の原型を確認したうえで（一）、1790年代に『たんなる理性の限界内の宗教』（以後、『宗教論』と略）や「理論では正しいかもしれないが、実践には役立たない」という俗言について（以後、「理論と実践」と略）、『永遠平和のために』（以後、『平和論』と略）といった作品で展開されている、カントの共同体論を、上のふたつの理念の観点から読み解くことをこころみる（二）。最後に、上のふたつの理念に駆動されたカントの思考が最終的に辿りついた地点として、『人倫の形而上学』「法論」の議論を取りあげる（三）。

1 『純粹理性批判』における原型

『純粹理性批判』においてカントは、プラトンのイデアに由来する「理念」ということばを導入するにあたり、まず「徳の純粋な理念」（A 315 / B 372）を例として挙げたうえで、次に「プラトンの共和国（die platonische Republik）」（A 316 / B 372）を例としている。この理念は空想的なものとして、ブルッカーらに嘲笑されているが、カントはむしろこの思想をより追究しようとする。『純粹理性批判』でのカントによれば、この「プラトンの共和国」とは、「各人の自由が他者の自由とともに両立しうるようにする、法則にしたがった人間の最大の自由の体制」という必然的な理念であって、この理念は「国家体制の最初の構想にあってばかりでなく、すべての法則の根底にも置かれなければならない」ものなのである（A 316 / B 373）。

ここに「プラトンの共和国」のもとに導入されているのは、「理念」という概念であるとともに、カントの法哲学のもっとも根本的な原理でもある。カントにとって法とは、端的に言えば、上の箇所での「プラトンの共和国」の記述のように、共同体の各人の自由が両立しうることを求めるものだからである^{vii}。のちにカントは『宗教論』では、「各人の自由を、そのもとでそれがあらゆる他者の自由と、普遍的法則にしたがって両立しうる条件に制限すること」が、「すべての外的な法の原理」であると指摘し（VI, 98）、『人倫の形而上学』「法論」でも、「どのような行為であれ、それが正しいと言われるのは、その行為あるいはその行為の準則によって各人の選択意思の自由が、万人の自由と普遍的法則にしたがって両立しうる場合であ

る」というものを、「法の普遍的原理」としている（VI, 230）。こうした法の原理の定式化は、『宗教論』や『人倫の形而上学』「法論」といった1790年代の著作に先立って、1780年代の講義録にも見られるが^{viii}、このように『純粹理性批判』の「プラトンの共和国」の理念がカントの批判期の思想にもたらしたのは、法と、法が支配すべき共同体をめぐる、カントのもっとも基本的な思想なのである^{ix}。

そして『純粹理性批判』において、この「プラトンの共和国」の理念の対極にあるのが、第一版「序文」に登場する、形而上学という「こうした果てしない争いの生じる戦場（Kampfplatz）」（A VIII）である。カントは『純粹理性批判』の第一版を、独断論者たちの専制的な支配にはじまり、内乱や懐疑論者たちの侵攻などを経て、いつまでも争いが続くこの形而上学の「戦場」の戦史を語ることから書きだし、またその文脈のなかで、「理性批判」という一書の課題が必要となる次第を示していた。形而上学においてはこのようにいつまでも争いが絶えないが、人間は形而上学に無関心であることはできない。そこで「理性のすべての仕事のなかでもっとも困難な仕事、すなわち自己認識という仕事に新たに着手し、ひとつの法廷（Gerichtshof）を設立すること」が理性に対して請求されるのであり、「この法廷こそが、純粹理性の批判そのものにほかならない」（A XI-XII）。『純粹理性批判』とは、形而上学における諸学派の戦争状態である自然状態を克服し、各人の自由が両立しうる法が支配する状態をもたらすための、「法廷」にほかならないのである。

そうした自然状態と理性批判という「法廷」の関係を、『純粹理性批判』「超越論的方法論」がより整理されたかたちで説明している。「純粹理性の批判は、純粹理性のすべての抗争状態に対する真の法廷」と見なすことができるけれども、その一方で「批判の存在しないところでは、理性はいわば自然状態にある」。ところでその自然状態とは、先ほど見た1760年代の「レフレクシオン」にもあったように、『純粹理性批判』のカントにとっても、「ホッブズのイデアール」である。「ホッブズが主張するように、自然状態とは不法と暴力との支配する状態であり、ひとは不可避免的にこの自然状態を抜けだして、法的強制に服従しなければならない」。こと純粹理性の、つまり形而上学の諸学派の自然状態においては、「理性は自分の主張や要求を貫徹し、あるいは確立しうるために、戦争（Krieg）によるほかはない」。批判はこれに対して、だれも疑いようなない威信を備えた理性自身が制定した根本原則からすべての決定を抽きだす。「そうした批判によって、私たちには平安な法状態が与えられるのであって、法状態において私たちは、抗争状態を訴訟（Prozeß）による以外は生じさせてはならない」。人間理性の自然状態における「戦争」に、批判が創設する法状態に

においては「訴訟」がとって代わるのである。また「紛争を自然状態において終結させるのは勝利 (Sieg) である」が、この勝利はあい戦う双方が主張するから、「たんに不安定な平和」でしかない。これに対して「法状態にあって、紛争に終結を告げるものは判決 (Sentenz)」であり、「判決はここでは紛争状態そのものの源泉にかかわるかぎり、それが保証するのは永遠平和 (ein ewiger Frieden) でなければならない」。自然状態における「戦争」の「勝利」ではなく、法状態の「訴訟」の「判決」こそが、「永遠平和」をもたらすのである。この「永遠平和」を実現するため、ホッブズが説いたように、私たちは自然状態を去り、法的強制に服従しなければならない。「この法的強制のみがひとり私たちの自由を制限して、それがあらゆる他者たちの自由と両立し、まさにそのことをつうじて公共の利益と両立する次第を可能とする」(以上、A 751f. / B 779f.)。ホッブズの自然状態を克服するため、共通の法的強制に服従することでもたらされるのは、各人の自由が他者たちの自由と両立しうる条件に制限された体制、まさに「プラトンの共和国」の状態である。

このように「ホッブズのイデアール」としての、戦争状態である自然状態から、ひとつの理性批判という「法廷」の設立によって^x、訴訟が戦争に、判決が勝利にとって代わり、人間理性の永遠平和と、各人の自由が両立しうる「プラトンの共和国」を実現するのが、『純粹理性批判』の根本的な課題である^{xi}。『純粹理性批判』の「戦争」や「永遠平和」はあくまで哲学の諸学派にかんするものであり、こうした哲学の諸学派の戦争と平和をカントは晩年にもう一度問題としているが^{xii}、まずそうした自然状態の「戦争」と「永遠平和」の問題は、『純粹理性批判』において問題となっていたことに注意しておく必要があるであろう。浜田義文が指摘していたように、「カントの場合」、「永遠平和」にかんする「政治哲学的発言がじつは理性批判の問題意識と深く関連しており、むしろ前者が後者に基づきこれから発していることを知らなければならない」のであり、また「じつはカントの場合、「哲学における永遠平和」が政治の領域での「永遠平和」の基礎をなし、それを方向づけていることが重ねて注意されるべきである」^{xiii}。そして本稿が問題としている「ホッブズの自然状態」と「プラトンの共和国」という理念をめぐる思考も、『純粹理性批判』において、たんなる二次的なメタファーであるのではなく、むしろこれが原型となって、カントが1790年代に入って人間の共同体を論じるさいに活かしているのである。次節では『人倫の形而上学』「法論」より前の作品での、そうしたカントの議論の展開を辿りたい。

2 1790年代における展開

カントの1780年代の著作では、1785年の『人倫の形而上学の基礎づけ』(以下『基礎づけ』と略)において、よく知られているように「目的の国」という理想国家が登場する。『基礎づけ』ではこの「目的の国」について、自然状態との対比や、その設立の過程についての説明などはなされていないが、カントにとってはこの「目的の国」という理想国も、ひとつの「実践的理念」である(IV, 436 Anm.)。そして1793年の『宗教論』第3編では、こうした道徳的な理想国が、ホッブズ的な自然状態と対比させられることになる。この1793年の著作で問題となる道徳的な理想国は、「徳の(善の原理の)国」であって、このein Reich der Tugend(徳の国)の「理念は人間理性のうちに、そのまったく十分に根拠づけられた客観的実在性を持つ」(VI, 95)。こうしたプラトンの理想国家が、ホッブズの自然状態と対比されるのである。

『宗教論』第3編は冒頭で、二種類の市民状態と、二種類の自然状態を導入している。まず「法的に市民的(政治的)状態」とは、強制法である「公の法律」のもとにある人間相互の関係であるが、これに対し「たんなる徳の法則のもとで」人間が統一されている状態が「倫理的に市民的な状態」であって、これが先の「徳の国」にあたる。そして「法的に市民的状态には法的な……つまり法律的な自然状態が対立されるが、それと同じように倫理的に市民的な状態から倫理的な自然状態は区別される」。法的と倫理的、どちらの自然状態でも、各人は「自分自身の裁き手」であって、共通の権威が欠けている。このようにしてまず、カントは二種類の市民状態と自然状態を導入する(以上、VI, 95)。

こうした法的および倫理的な自然状態は、『純粹理性批判』においてそうであったように、『宗教論』においてもホッブズ的な戦争状態である。「法律的な自然状態が万人の万人に対する戦争状態であるように、倫理的な自然状態も、人間のうちに、また同時に他のいかなる人間のうちにも見出される悪によってたえず戦いをしかけられる状態」であって、「倫理的な自然状態」にあって人間たちは「たがいに相手の道徳的素質を腐敗させあう」(VI, 96f.)。「倫理的な自然状態」はここでは明らかに「法律的な自然状態」とのアナロジーによって考えられているが、その「法律的な自然状態」のモデルは、もちろんホッブズのそれである。こうした二種類の自然状態から、人間は脱すべきであることを説く箇所につけた注で、カントはホッブズの「人間の自然状態は万人の万人に対する戦争である(status hominum naturalis est bellum omnium in omnes)」という命題を引用し、この自然状態の定義について、現実の敵対行為だけでなく、相互に武装していなければならない

敵対状態もふくめるために、「戦争 (bellum)」ではなく「戦争状態 (status belli)」と修正べきこと以外に、誤りはないとしている (VI, 97 Anm.)。この修正意見は、ホッブズにしてみればなにもカントに指摘されるまでもない論点であるが^{xiv}、ともかく『純粹理性批判』だけでなく『宗教論』においても、カントはホッブズの自然状態のイメージを取り入れているのである。この自然状態がひとつの理念であることは、『純粹理性批判』でも『宗教論』でも強調されていないが、『宗教論』刊行とはほぼ同時期の講義に由来する講義録「ヴィギランティウスの人倫の形而上学」では、「自然状態 (status naturalis)」は、人間のたがいの私的関係を各人の自由にかんして判定するための、今も過去にも実在しない「たんなる理性理念 (eine bloße Vernunft-Idee)」であるとされている (XXVII, 589)。またカントは国家間の関係についても、ホッブズの bellum omnium contra omnes の冒頭を status belli と変えるべきことを、ここでもまた提案したうえで、この自然状態が歴史によって証明されるような「事実」ではなく、「理念における自然状態」であると説いている (XXVII, 591)。

ホッブズ的な自然状態、とりわけ『宗教論』第3編の文脈では倫理的な自然状態を脱し、人間は市民状態に加入しなければならない。最高の人倫的善を実現しうるそうした市民状態という全体が、「徳の法則のもとでの共和国」(VI, 100)、あるいは「徳の法則にもとづく普遍的な共和国」であって、これはひとつの理念である (VI, 98)。『純粹理性批判』と同様、『宗教論』においても、ホッブズ的な自然状態の対極にあるのは、(プラトンの) 共和国のありかたなのである。

こうした自然状態と市民状態ないしは共和国の対比は、『純粹理性批判』や『宗教論』では哲学の諸学派や人間の倫理的状態を捉えるためのいわば引き立て役として用いられており、そのもともとの議論の出どころである政治哲学や社会哲学の問題は焦点化されていない。カントの政治哲学や社会哲学の議論がはじめて著作において主題的に展開されたのは、『宗教論』と同じ1793年の「理論と実践」においてである。「理論と実践」においても、プラトンの共和国のありかたは法の原理として、つまり「各人の自由がすべてのひとの自由と両立する条件へと制限すること」(VIII, 289f.)であり、「他のすべてのひとの自由を、私の自由と普遍的法則にしたがって両立しうる条件へと制限すること」(VIII, 292)である法として、前提されている。そうした法が支配する状態を実現するものとして、「理論と実践」で打ち出されるのは、「根源的契約」という社会契約の理念である。

カントは遺稿では以前から理念としての社会契約に言及しているが^{xv}、「理論と実践」においてはじめて、「根源的契約」としての社会契約が主題的に論じられ

る。「根源的契約」とは、「普遍的な(統一された)人民の意志からだけ生じうる根本法」であり (VIII, 295)、この根源的契約にもとづいてのみ、「公共体は設立される」(VIII, 297)。こうした根源的契約は、ひとつの理念である。根源的契約は「ひとつの事実として前提する必要はまったくない」のであって、むしろ立法が人民全体の統一した意志にもとづいて生じうるように立法者を義務づけるこの契約は、「ひとつのたんなる理性の理念」である。とはいえこの理念はたんなる空想ではなく、「疑う余地のない(実践的な)実在性を持っている。……というのも、それはあらゆる公法の正当性の試金石なのだからである」(以上, VIII, 297)。この根源的契約という理念はなにより、立法者に確実な理性にもとづく基準を与えるものである。法が法の原理と合致するかと立法者が自問する場合には、「立法者はかの根源的契約の理念をまちがいのない尺度として、しかもア・プリオリに、手もとに持っている」(VIII, 299)。こうした「根源的契約の理念」は、「つねに理性において根底に存している」(VIII, 302)なのであって、実際に締結されたものとして想定される必要はない。こうした「根源的契約」の理念としての位置づけにより、カントにおいては社会契約も、ひとつの理念として位置づけられる。人民の幸福が問題なのではなく、「なにが正しいのか」という問いにかんしては、「社会契約の理念は、反論の余地のない威信を保つであろう」し、しかもそれは「事実としてではない。……むしろすべての公的な法的体制一般を判定する理性原理としてだけ」なのである (VIII, 302)。こうして「根源的契約」としての社会契約は、カントにあって、国家の正しさを判定するための理性のうちなる理念とされる。このカントの社会契約は、ホッブズのそのように、最高命令者がすべての権利を人民から奪うものではなく、むしろ「最高命令者の意志は、ただ普遍的な人民の意志を代表することによってのみ、市民としての臣民に命令を与える」(VIII, 304)という、人民の意志の代表制というかたちを取る。この人民の意志の代表という仕組みは、やがて『人倫の形而上学』『法論』でより詳細に論じられることになるであろう。

以上で見てきたのは、「理論と実践」の第二章である「国家法における理論と実践の関係について」における、国家を構成する法についての議論であるが、第三章の「国際法における理論と実践の関係について」では、国家と国家の関係をめぐる、国際法の領域が展望されている。ちょうど諸個人が自然状態における「全面的な暴力」のために、公法が支配する状態に、つまり「国家市民的体制」に入らなければならなかったように、諸国家も、「戦争がずっと続くことから生じる困窮」のゆえに、「世界市民的体制」に入らざるをえない。この体制は「普遍的平和の状態」であるが、あまりに

巨大な世界国家には専制的な支配の恐れがあるのであれば、「たしかにひとりの元首のもとでの世界市民的公共同体ではないとはいえ、それでも共同して取り決められたひとつの国際法にしたがう連邦という法的状態」が実現されなければならない (VIII, 310f.)。「理論と実践」では簡単な議論しかなされていないこうした戦争と平和の問題を主題的に論じるのが、1795年の『平和論』である^{xvi}。

『平和論』では第一章で永遠平和のための六つの予備条項が、第二章では三つの確定条項が提示される。第一章の予備条項においても、国家の併合は「道徳的人格」である国家を物件とすることであり、「それなしでは人民に対するいかなる法も考えられない、根源的契約の理念に矛盾する」(VIII, 344)という、「理論と実践」で導入された「根源的契約の理念」という思想や、「戦争は、自然状態において(この状態においては、法的な効力をそなえた判決をくだす裁判所がない)、暴力によって自分の権利を主張するという、悲しむべき非常手段にすぎない」(VIII, 346)という、共通の法廷を欠く自然状態は戦争状態であるとする『純粹理性批判』や『宗教論』以来の自然状態論などが見られる。ただ『平和論』の思想の新しさは第二章の確定条項にあり、ここではじめて、カントの「共和国」構想が主題的に展開されている。第二章の第一確定条項「各国家における市民的体制は、共和的でなければならない」において、社会の各成員の、自由、共同の立法への従属、平等、この三点にもとづく体制こそが、「根源的契約の理念から生じる唯一の体制であり、この理念に人民の合法的なすべての立法がもとづいていなければならないのであるが、こうした体制が共和的である」(VIII, 349f.)と、根源的契約の理念にもとづく体制こそが「共和的」であるとされる。「共和的体制」は、カントによれば、この著作で主に問題である「望ましい結果である永遠平和への展望」を持つ体制であるが、それ以前に「その根源が純粹であり、法概念という純粹な源泉から生じる」体制なのである (VIII, 351)。そして『平和論』では共和制は、もっぱら執行権と立法権の分離に求められる。統治者の人数を問題とする「支配の形態」によれば、国家は君主制と貴族制と民衆制に区分されるが、国家権力の行使のしかたにかんする「統治の形態」の観点では、国家は共和的であるか専制的であるかのいずれかであり、「共和制は、執行権(統治権)を立法権から分離することを国家原理とするが、これに対して専制は、国家がみずから与えた法を専制的に執行することを国家原理とする」(VIII, 352)。『平和論』の議論の枠内では、カントにとってプラトンの「共和国」は、根源的契約にもとづき、執行権と立法権を分離する国家なのである。この他にも「共和的統治方式はこうした代表制度においてのみ可能であり、この制度を欠くと、それは

(どのような体制であろうとも)専制的で暴力的なものとなる」と、共和制に不可欠な要素として代表制度が挙げられ、この代表制度を知らなかったために「古代のいわゆる共和国」は専制へと解体したと指摘されるが (VIII, 353)、代表制度についてのより正確な位置づけは、『人倫の形而上学』『法論』を待たなければならない。ともかく『平和論』のカントにとっては、「共和的な体制は、人間の法に完全に適合する唯一の体制」(VIII, 366)なのである。

個々の国家のありかたは共和的でなければならないと説く第一確定条項に対し、第二確定条項「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎づけられるべきである」は、国家間の関係を規定する国際法の問題を論じるが、まず個々の国家も個々人と同様に、自然状態においては戦争状態にあるとされる。「国家としてまとまっている人民は、個々の人間と同じように判定されてよい。つまり諸人民は、その自然状態においては(つまり外的法則に拘束されていない場合は)、となりあっているだけですでにたがいに害しあっているのである」(VIII, 354)。戦争状態としての自然状態という「ホッブズのイデアール」は、国家間の関係にも適用されるのである。とりわけ第二確定条項の第三段落は、「人間の本性の邪悪は、諸人民の自由な関係のうちにあからさまに現れる」のであり、人間のうちなる道徳的素質が「人間のうちなる悪の原理(人間はこの原理の存在を否認できない)」を制圧しなければならないとするなど (VIII, 355)、『宗教論』の根元悪の思想が、国際法の場面に登場していることを感じさせる論述となっている。こうした根元悪にまみれた自然状態から脱するためには、諸人民は「市民的体制と類似した体制」に入るべきであり、その体制とは「国際連合」である (VIII, 354)。諸国家は、共通の法廷がある場合には「訴訟」によって自分の権利を求めるが、そうした法廷がない場合には「戦争」によるしかなく、しかしその「勝利」によっては、たとえ「今回の戦争」は終わったとしても、「戦争状態」は終わることがない。それゆえ、『純粹理性批判』において純粹理性のために「理性批判」という法廷が必要であるとされたように、「理性は道徳的に立法する最高権力の座から、係争解決の手続きとしての戦争を断乎として処罰し、これに対して平和の状態を直接の義務とする」が、それを叶えるのが諸国家の「平和連合」である。この平和連合は個々の戦争の終結ではなく、「すべての戦争が永遠に終結するのをめざす」(以上, VIII, 355f.)。このように、戦争状態としての自然状態から、共通の法廷がある「市民状態」への移行というロジックは、国際法の場面でも展開されるのである。

以上のように、1795年の『平和論』において、国家法におけるプラトンの「共和国」の基本的な特徴と、国際法におけるホッブズの戦争状態としての「自

然状態」からの脱出という思想は、すでに確認することができる。ただ『平和論』は小著であり、両者はあくまで簡単にスケッチされているにすぎない。とりわけ「共和国」ないしは「共和制」については、立法権と執行権の分離は打ち出されているものの、立法権が人民に属するという議論の前提が明確に示されていないため、「法律の正義とそれを可能にする国家市民による立法との関連がうまく表現されていない」^{xvii}。カントの最終的な「共和国」論と、国際的な戦争状態としての「自然状態」を克服する枠組みは、晩年の1797年の著作『人倫の形而上学』の「法論」に求めなければならない。

3 『人倫の形而上学』「法論」における結実

カントの『人倫の形而上学』「法論」は、第一部の「私法」と第二部の「公法」からなる。第一部の「私法」の主題である所有権の議論は、それまでのカントの著作には見られなかった新しいものであるが、その基本的な特徴は、所有を人間と物件の関係ではなく、人間と人間の関係の問題として考えるところにあると言ってよいであろう^{xviii}。カントの所有権論の中心概念である「可想的占有」は、占有の感性的条件である「人格と諸対象との関係」を度外視してもなお残る、「一箇の人格の〔他の〕諸人格に対する関係」(VI, 268)を主要内容とするものである。またカントの所有権論にもっとも根本的な根拠づけを与えるのは、土地の「根源的共有」(VI, 251)ないしは「根源的な総体的占有」(VI, 262)の概念である。これらの「根源的な」共同占有の概念とともに、時間的条件に依存する「原始的な」共同占有の概念から区別されている^{xix}。「原始的な総体的占有」は「原始的」という時間条件に依存した、「捏造されたものであるがゆえに、他方ではだんじて証明できない」ものであるが、これに対して「根源的な総体的占有の概念はむしろ一箇の実践的な理性概念」なのである (VI, 262)。

「可想的占有」にもとづいて、また「根源的な総体的占有」を理論的背景として、『人倫の形而上学』「法論」のカントは自然状態でも所有権が成り立つことを認める。しかし自然状態では所有権はまだ「暫定的」であって、市民的体制においてはじめて、所有権は「確定的」になる。自然状態は『人倫の形而上学』「法論」のカントにとっても、戦争状態という「ホッブズのイデアール」である。「法論」第一部「私法」の最終節である第四十二節によれば、相互的な侵害からの保証がないかぎり、敵対関係がつづくことは、「だれであれ人間が一般に傾向として、他者たちに対して主人として振舞おうとすること……を自分自身のうちで十分感知することができるのだから、現実の敵対行為を待つまでもなく」明らかである (VI, 307)。また第二部「公

法」の二節目の第四十四節では、第四十二節のような人間学的な観点が背後に退いて、「人間がたとえどれほど善良で正義を愛するものと考えられたとしても」、公的に法則的な状態が設立されないかぎり人間たちが相互的な暴力的行為のまゝで安寧ではありえないことは、「そうした（法的ではない）状態にかんする理性理念のうちにくまれているのである」(VI, 312)と、戦争状態としての自然状態が、人間学的な観察から独立した「理性理念 (Vernunftidee)」であることが強調されている^{xx}。ともあれ、『人倫の形而上学』「法論」のカントにとっても自然状態は、ホッブズの戦争状態であり、しかも「理性理念」なのである。

『人倫の形而上学』「法論」では、第二部「公法」の第四十五節から第四十九節において、カントの「理念における国家」の議論が展開されている^{xxi}。国家とは、法の諸法則のもとにおける人間たちの集合の統合であり、その法の法則がア・プリオリに必然的あるかぎり、国家は「理念における国家 (der Staat in der Idee)」である。そしてこの理念としての国家には、三つの権力がふくまれているという。それは「立法者という人格における統治権」と、「執政者という人格における執行権」、および「裁判官という人格における……裁判権」であって、これらは実践的三段論法の大前提、小前提、結論に対応している (以上, VI, 313)。1795年の『平和論』ではもっぱら執行権と立法権の分離だけが問題となっていたが、『人倫の形而上学』「法論」では独立した人格としての裁判権が加わることで、カントの三権分立論が成立している。

そして『平和論』では、執行権から分離した立法権が人民に属することが、必ずしもはっきりと示されていない。この点でも『人倫の形而上学』「法論」は理論的に進んでいる。「立法権はひとり、人民の統合された意志にのみ帰属することができる」(VI, 313)のであって、「ひとり万人の一致し、かつ統合された意志のみが、各人が万人にかんし、万人が各人にかんして、まったく同一のことがらを決定するかぎりで立法的でありえ、したがってまたひとり普遍的に統合された人民の意志のみが立法的でありうる」(VI 313f.)。この立法権をはじめとする三権からなる国家を構成する行為、「その行為をつうじて人民自身がみずからをひとつの国家へと構成する行為」は、『人倫の形而上学』「法論」のカントにとっても「根源的契約」であって、この契約は「当の理念にしたがってのみ国家の正当性が思考されうる」理念なのである (VI, 315)。そして執行権を司る「国家の元首」は「国家の代理人である」(VI, 316)と、人民の立法権と元首の執行権のあいだに代表制度が位置づけられる。このため「人民という支配者（立法者）が、したがって同時に元首であることはできない」のであり、また同時に立法者も元首も「裁判を執りおこなうことはできない」

(VI, 317)。こうした三つの分立された権力の統合において成り立つのが「国家の健全さ」であって、この状態は「当の体制が法の諸原理と最大限に一致している状態であって、そうした状態に向かって努力すべく、理性は私たちを一箇の定言命法をつうじて拘束し、義務を負わせている」のである (VI, 318)。

ここまでが『人倫の形而上学』『法論』における「理念における国家」の議論であるが、『人倫の形而上学』『法論』では、そうした理想国を実現する体制として、共和制が位置づけられている。『人倫の形而上学』『法論』において共和制のもっとも主要なメルクマールは、立法権と執行権の分離ではなく、むしろ人民の代議制に求められる。純粹共和制とは「ただひとつ永続的な国家体制であって、そこでは法則がみずから支配しており、どのような特定の人格にも依存することがない」体制であるが、「真の共和政はしかしすべて人民の代議制であり、それ以外のものではありえない。代議制によってこそ、人民の名のもとにすべての国民が統合され、自分たちの代表者（代議士）をつうじてみずからの権利が配慮されるのである」(VI, 341)。立法権が属する人民を統合しうる制度は代議制であって、これがカントの考える共和国には必要不可欠なのである。

『平和論』の主題であった国家間の関係も、『人倫の形而上学』『法論』では第二部第二章「国際法」において論じられているが、ここでもカントは国家間の国際関係を、戦争状態としての自然状態から、戦争という手段をとらない共和的な体制への移行として論じている。国際法の場面においては「ひとつの国家は道徳上の人格として、他の国家に対して自然的自由の状態にあり、したがってまた不断の戦争状態にあるものと観られる」(VI, 343)。こうした自然状態は、諸個人間のそのように、脱すべき状態であり、「それゆえなんらかの国際的同盟が、根源的な社会契約の理念にしたがって必要である」(VI, 344)。そうした国際的同盟ないし国家間会議においては、「諸国家の紛争を市民社会的なしかたでいわば訴訟をつうじて、野蛮な方法（未開人のしかた）すなわち戦争によることなく裁定する」という、「国際公法の理念」が実現される (VI, 351)。そうした、永遠平和の樹立に適した、「いっさいの国家をひとつの取りこぼしもなく統合した共和主義的体制」へと、人間は努力しなければならない (VI, 354)。紛争解決の手段を「戦争」に求める、ホッブズ的な自然状態から、共通の法廷において「訴訟」が行われる、カントにとってはプラトンの共和国へ、という移行の論理^{xviii}は、『人倫の形而上学』『法論』の「国際法」論にも貫いているのである。

おわりに

カントの平和論は、1795年の『平和論』をへて、晩年の『人倫の形而上学』『法論』において、とりわけその結びの「結語」において、あるクライマックスに達している。「私たちの内なる道徳的・実践的理性は抵抗しがたい拒否権 (*Veto*) を発動させて、「戦争はあるべきではない」と宣言している。それはしかも、戦争が自然状態に置かれた私とあなたのあいだに起こるものであろうと、国家としての私たち、つまり対内的には法律的状态にありながら、対外的には（たがいの関係にあっては）なお法律を欠いた状態にある諸国家のあいだで生起するものであろうと、選ぶところがないのである。——なぜなら戦争は、各人がそれによってみずからの権利を追求すべき方法ではないからだ」(VI, 354)。こうした意味では、「この普遍的で永続的な平和を樹立することは、たんなる理性の限界内の法論にあってただの一部ではなく、むしろその究極的目的全体をかたちづくるものである」(VI, 355)と、永遠平和こそが「法論」の究極的目的であるとさえ語られる。ここで諸個人間と国家間の戦争として考えられているのは、ホッブズ的な自然状態のありかたであろうし、そうした自然状態に対置されるのは、晩年のカントにあっても（プラトンの）共和国である。カントの最晩年、1799年の「レフレクシオン」によれば、国家と人民の政治的状态については、「共和国の外部に救いはなく、むしろたえず続く戦争がある」のであり (XIX, 603; Refl. 8076)、また同時期（1795-99年）の「レフレクシオン」でも、「戦争は、強力な国家の真の共和主義によってしか、避けられることができない」(XIX 612; Refl. 8077)とされている。ホッブズ的な戦争状態としての自然状態か、カントにとってはプラトンの共和国かという二者択一の関係が、カントの晩年になるにつれて先鋭に打ち出されるようになっていく。

ただこうしたホッブズの自然状態かプラトンの共和国かという議論の構図は、本稿で確認したように、晩年にはじめて生じたものではない。ホッブズの自然状態とプラトンの共和国のイメージはすでに1781年の『純粹理性批判』の十年以上以前に、そして両者の対立と移行という議論の構図はすでに『純粹理性批判』のうちに、確認することができたのであった。こうしたホッブズの自然状態とプラトンの共和国を両極とする議論の磁場が、個人と個人のあいだ、国家と国家のあいだ、さらには哲学の学派と学派のあいだという、カントのあいだをめぐる議論には一貫して存在しており、そうした磁場のなかから、「理論と実践」や『平和論』といった、カントの法哲学・社会哲学の代表作も生じ、そして最後に『人倫の形而上学』『法論』として結実した。こうした『人倫の形而上学』にいたる

カントのあいだをめぐる議論の展開を導いていたのも、やはり理念であって、それが法哲学・社会哲学の場合には、自然状態という「ホッブズのイデアール」と、理想的な国家としての「プラトンの共和国」という、ふたつの理念だったのである。

註

- i 宮村悠介「カントの『人倫の形而上学』の構想——法論と倫理学の関係を中心に——」『愛知教育大学研究報告 人文・社会科学編』第七十二輯，二〇二三年，三二～四〇頁。
- ii 宮村悠介「カント倫理学と徳の理念の問題」『日本カント研究』20，日本カント協会編，二〇一九年，四七～五五頁。
- iii カントの著作や書簡や遺稿や講義録の引用・参照のさいは、引用・参照箇所のアカデミー版全集の巻数（ローマ数字）と頁数（アラビア数字）を、本文中に示す。ただし『純粹理性批判』は原書第一版をA，第二版をBとして、その頁数を示す。また「レフレクシオン」については、略号Refl.を用いて、アカデミー版の巻数・ページ数とともに整理番号も示す。なお本原稿のレイアウトの事情で、カントの原文のゲシュペルトの強調は日本語訳に反映させていない。
- iv カントの社会哲学の研究において参照されることの多いこの六五九三番の「レフレクシオン」は、加藤泰史によって全文が邦訳されている。加藤泰史「理性批判と公共性の問題」（渡邊二郎監修，哲学史研究会編『西洋哲学史再構築試論』昭和堂，二〇〇七年に所収），二七六～二七七頁。加藤はこの「レフレクシオン」を引用しつつ、また三島淑臣の見解（『理性法思想の成立——カント法哲学とその周辺——』成文堂，一九九八年，一〇四頁）も参照しつつ、カントにおいて「すでに『自然状態』はホッブズ的に理解されてルソー的理解は後景に退いている」（加藤，前掲論文，二七八頁）と指摘している。
- v 片木清は、カントの晩年の『人倫の形而上学』「法論」においては、「カントの自然状態観はあきらかにロックの方向により傾斜している」にもかかわらず、「これと矛盾する如きホッブズの契機の痕跡」があることを指摘し（『カントにおける倫理・法・国家の問題』法律文化社，一九八〇年，一七〇頁），後者のホッブズの契機の痕跡の由来を、『たんなる理性の限界内の宗教』の「根元悪」をめぐる「宗教的形而上学」に求めている（片木，同書，一七〇～四頁）。これは逆に言えば、カントの宗教論までを射程に収めれば、カントの自然状態論は一貫して「ホッブズのイデアール」論として読み解くことができるということであり、こうした宗教論を射程に入れたカントの自然状態論の考察を、すでに斎藤拓也が示している（『カントにおける倫理と政治 思考様式・市民社会・共和制』晃洋書房，二〇一九年，第三章）。なお筆者は『人倫の形而上学』「法論」の自然状態論が特別に「ロックの方向に」傾斜しているとは考えていない。
- vi 網谷壮介は、カントのさまざまな著作において展開された共和制論の差異を包括的に説明すべきことを主張し、カントの共和制の「構想」ではなく「諸構想」を詳細に検討しようとしている（『共和制の理念 イマ

ヌエル・カントと一八世紀末プロイセンの「理論と実践」論争』法政大学出版局，二〇一八年，二〇頁および第四章）。筆者は網谷の検討から多くを学んでいるが、それでも本稿ではカントが「プラトンの共和国」という理念のもとで考えようとしたことを貫くものに光を当てたいと考えている。

- vii こうした思想内容や、その後カントが展開した国家論が、歴史的に「プラトンの共和国」と呼べるものであるかはもちろん疑問である。R・ブランドは、「プラトンはけっして一般意志もしくは普遍的意志を、ルソーやカントがそうしたように、ポリスの最高の尺度として説明することはできなかった。そのかぎりではカントのプラトニズムにおけるプラトンは逆立ちさせられている」（R. Brandt, *Zu Kants politischer Philosophie*, Franz Steiner Verlag, Stuttgart, 1997, S. 227）と指摘している。もっともな指摘であるが、ただ本稿が問題としているのは、プラトンの実際の思想内容ではなく、あくまでカントが「プラトンの共和国」という理念のもとで考えたことがらである。
- viii 1784年の講義録「ファイヤーアーベントの自然法」には、「法とは、各人の特殊な自由を、そのもとで普遍的な自由が成り立ちうる条件へと制限することである」（XXVII, 1334）という一文がある。またおおよそ同時期のものであると考えられる「ムロンゴヴィウスの道徳学Ⅱ」にも、「法とは、そのもとでのみ万人の自由が両立しうる規則と、行為が一致することである」（XXIX, 630f.）という定式化が見られる。
- ix たとえ「プラトンの共和国」をめぐる『純粹理性批判』時点でのカントの議論はいまだ曖昧であり、九〇年代以降、とりわけ『法論』と内容的に異なる部分がある（網谷，前掲書，四一頁）にしても、また「理論と実践」に登場する、「政治的公共体」あるいは「市民的体制」は『純粹理性批判』における「各人の自由がその他のすべての人の自由とともに存続しうるようにする諸法則にしたがった最大の人間の自由の体制」（KrV, B 373）以上のものである（斎藤，前掲書，一四二頁）にしても、本稿としてはあえて、カントの思考を貫くものに注目したいのである。
- x こうした『純粹理性批判』のいわゆる「法廷モデル」の発想が、カントのデビュー作『活力測定考』にまで遡る前史を持つことについては、石川文康『カント第三の思考 法廷モデルと無限判断』（名古屋大学出版会，一九九六年）一八～二五頁が論じている。
- xi G・クリューガーは、戦争状態に代わる「訴訟」、理性の「警察」といった用語は恣意的に選ばれたものではなく、カントの哲学のことがらにそくした地平をしるしづけるものであって、「批判の問題を法学的に定式化することがなによりはっきりと示しているのは、道徳がたんに世界像の補完物として理論哲学に属しているのではなく、哲学することそのものに対して構成的に方向を指示するものであることである」と主張し、新カント学派の認識論としてのカント哲学解釈に対して、道徳と中心とする統一的なカント解釈の方向性を打ち出している（G. Krüger, *Philosophie und Moral in der Kantischen Kritik*, 2., unveränderte Auflage, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen, 1967, S. 140）。
- xii カントは1796年の「哲学における永遠平和条約の締結が間近いことの告示」において、理論的に武装した批判哲学は「一面においては反対者のがわの理論的証

- 明の無力をとおして、他面においては批判哲学の諸原理を採用する実践的根拠の力強さをつうじて、哲学者たちのあいだに永遠平和への展望を開いてみせるのである」と、批判哲学こそが哲学において「永遠平和」をもたらすことを主張している (VIII, 416)。
- xiii 浜田義文『カント哲学の諸相』(法政大学出版局, 一九九四年) 五八, 五九頁。
- xiv すでに指摘している研究もあるように (K. Herb/B. Ludwig, *Naturzustand, Eigentum und Staat. Immanuel Kants Relativierung des "Ideal des hobbes"*, in: *Kant-Studien*, Bd. 84, 1993, S. 302 Anm. 41), ホッブズ『市民論』には「自然状態すなわち戦争の状態にある (in statu naturae, hoc est, in statu belli) 人間たちは……永続的な自己保存を期待することができない」と、「自然状態」をカントの要求するように「戦争状態 (status belli)」と名指している箇所がある (T. Hobbes, *De Cive*, a critical edition by H. Warrender, Oxford at the Clarendon Press, 1983, p. 97: ホッブズ著/本田裕志訳『市民論』京都大学学術出版会, 二〇〇八年, 四六~四七頁)。「戦争は、たんに戦闘あるいは闘争行為にあるのではなく、戦闘によって争おうという意志が十分に知られている一連の時間にある」と説く『リヴァイアサン』でも、第二部の最終章の冒頭では「まったくの自然状態 (the condition of mere nature)」は、「アナーキーであり、戦争の状態 (the condition of war) である」とされている (T. Hobbes, *Leviathan*, in: *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury*, ed. by Sir W. Molesworth, Vol. III, Reprint, Aalen, 1962, p. 113, 343: ホッブズ著/水田洋訳『リヴァイアサン (一)』岩波文庫, 一九九二年, 二一〇頁, および『リヴァイアサン (二)』岩波文庫, 一九九二年, 二八五頁)。
- xv 「はじめに」で取りあげた1760年代の六五九三番の「レフレクション」でも、「社会契約 (Der Social contract)」が「国家法のイデアール」であるとされている (XIX, 99; Refl. 6593)。また1770年代中頃のもの (あるいは1790年代のもの?) と考えられる七七三四番の「レフレクション」には、「社会契約 (Der socialcontract)」が「立法と、統治と、公的な正義のイデアールをふくむ」という記述がある (XIX, 503; Refl. 7734)。
- xvi 「理論と実践」と『平和論』の著作としての性質のちがいに注意しておくことが必要であろう。山根雄一郎は、「特定論者……への反論を主題とする時事的な雑誌論文」である「理論と実践」に対し、「哲学的構想」と銘打つ『平和論』では、「〈永遠平和の可能性の条件〉を「普遍的」すなわち地域や時代を超えて妥当すべきものとして探究する〈平和の形而上学〉が目指される」と、両著作の性格のちがいを強調している (山根雄一郎『カント哲学の射程 啓蒙・平和・共生』風行社, 二〇一一年, 一二九頁)。
- xvii 網谷, 前掲書, 二〇二頁。カントは「『永遠平和のために』のための準備草稿」においては、統治様式が共和的であるか専制的であるかの基準を、統治様式が「普遍的な人民の意志の精神にもとづくか、もしくはなんらかの私的意志にもとづくか」というちがいに求めており (XXIII, 161), こうした発想を実際の『平和論』の叙述でもはっきりと打ち出すべきであったろう。
- xviii カントの所有論の重要性は、「所有権という概念は社会的=相互行為的な人間関係の中にその場を持っているのであって、個別的な人間と物との関係にはない」ことを示している点にある (三島, 前掲書, 二六八頁)。また、「私法の基礎づけのために経験的占有ではなく叡智的占有の概念をカントが必要としたのは、私法を主客関係の問題としてではなく人格間の関係の問題としてとらえなおすためであり、このようなとらえおしは、法を自他の選択意志の両立可能性と規定する以上、不可避のことであった」(石田京子『カント 自律と法 理性批判から法哲学へ』晃洋書房, 二〇一九年, 二一四頁)。
- xix 「〈原始的〉と〈根源的〉とは、〈経験的〉と〈合理的〉のように対立しあっている」(W. Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, 3., erweiterte und bearbeitete Auflage, mentis, Paderborn, 2007, S. 273: W. ケアスティング著/舟場保之・寺田俊郎監訳『自由の秩序』ミネルヴァ書房, 二〇一三年, 二七〇頁)。なお「法論」における「根源的」の含意については、山根雄一郎『〈根源的獲得〉の哲学 カント批判哲学への新視角』東京大学出版会, 二〇〇五年, 八九~九〇頁も参照。
- xx ケアスティングはこうした理由から、「法論」第四十二節の「ホッブズ主義的な素描」より、第四十四節で展開される自然状態の概念のほうが優れているとしている (Kersting, *a. a. O.*, S. 257; 前掲邦訳書, 二五二頁)。
- xxi この点については、片木, 前掲書, 二二八~九頁, 網谷, 前掲書, 一七四頁, および, B. S. Byrd and J. Hruschka, *Kant's Doctrine of Right. A Commentary*, Cambridge University Press, 2010, p. 144. を参照。
- xxii 個人間と国家間での自然状態から市民状態への移行という関係は、「個人間において先行する移行という原理を国家間にも適用するというのではなく、移行の論理が先行してそれを個人間と国家間という相違するレベルへ適用する、というもの」である (石田, 前掲書, 一九〇頁)。本稿の観点から論点を付け加えるなら、そうした「移行の論理」は『純粹理性批判』の課題意識にも貫いており、そこではまず個人間でも国家間でもなく、形而上学の諸学派間というレベルに適用されていたのである。

(2023年9月25日受理)